

譲渡団体等の登録フロー

登録団体等の要件を
満たしている



薬務衛生課へ
登録関係書類の提出



薬務衛生課（福祉保
健所）による書類審
査及び立入調査



薬務衛生課から
譲渡団体等登録証の
交付

別紙参照

飼養施設の所
在地を所管す
る福祉保健所
毎に提出する

- 譲渡団体等
登録申請書
- 誓約書



- 登録団体等の要件に適合
しているか確認
- 所在地管轄福祉保健所に
よる飼養施設の直接確認

2年毎の更新が
必要





登録団体等の要件

- ①高知県の譲渡事業に協力し、新たな飼養者への譲渡を非営利の活動として行う個人又は団体であること。
- ②動物愛護精神の高揚及び適正飼養の普及啓発を目的とした活動を行う個人又は団体であること。
- ③活動実績及び活動趣意が高知県の実施する譲渡事業の趣旨に沿っていること。
- ④譲渡事業の全ての任に当たる代表者又は責任者が高知県内に在住する成人であること。
- ⑤高知県内（高知市を除く。以下、同じ。）に動物を適正に飼養することができる施設等を有し、新たな飼養者が決まるまでの間、自己の責任において適切な管理ができること。
- ⑥飼養場所が借家の場合、動物の飼養が承認されていることが、書面で確認できること。
- ⑦役員名簿、活動報告書、飼養場所の見取図及び譲渡報告書等を提出できること。ただし、個人の場合は役員名簿の提出は必要ない。
- ⑧代表者又は責任者及び新たな飼養者が決まるまで動物を飼養する会員等は、福祉保健所が実施する講習等を受けていること。
- ⑨これまでに動物の飼養が原因による苦情等が出ていない、若しくは苦情の原因が改善されていること。
- ⑩必要書類の記載事項に虚偽が認められないこと。
- ⑪動物の愛護及び管理に関する法律、高知県動物の愛護及び管理に関する条例、狂犬病予防法、その他関係法令に違反していないこと。



センターHPにて譲渡
可能動物の情報入手



飼養施設所在地所管
福祉保健所へ譲渡願を
提出



譲渡願



センターにおいて
譲渡の実施

- 譲渡実施期限内に実施
- 代表者本人が譲り受ける
(代理人(会員)可)
- 譲渡はセンター開所日の
8:30~17:15



新たな飼養
者に譲渡
した場合

譲渡報告書の
提出



継続して飼養
等した場合
(60日毎)

譲渡動物飼養
状況報告書の
提出



登録団体等に
守っていただくこと



登録団体等の遵守事項

- ①譲り受けた動物について、他の譲渡団体等への再譲渡を行わないこと。ただし、本要領による登録団体等又は他自治体等において登録を受けた譲渡団体等に対しては譲渡できるものとする。
- ②動物の習性及び整理等に応じて適正に飼養・保管し、動物の健康及び安全を保持すること。
- ③人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように責任を持って飼養又は保管すること。
- ④飼養施設及び管理等については、「第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」に準じて実施すること。
- ⑤営利を目的として、譲り受けた動物を譲渡しないこと。
- ⑥終生飼養を目的とした新たな飼養者を決定する場合は、高知県犬及び猫の譲渡実施要領（終生飼養者）第3条第1項各号に適合するものとする。ただし、飼養を希望する者が要領第3条第1項第14号に規定する講習を受講していない場合、福祉保健所（以下、「保健所」という。）が実施している講習会の趣旨に沿った講習会と同程度の講習を登録団体等が実施することで保健所が実施する講習に代えることができる。また、保健所が実施する講習と同等以上であると認められる講習等を新たな飼養者が受けている場合についても、保健所が実施する講習に代えることができる。
- ⑦前項のただし書により、新たな飼養者に対し講習を実施する登録団体等は保健所が実施する講習を年1回以上受けること。
- ⑧譲り受けた動物を新たな飼養者に譲渡しようとする場合は、譲渡を希望する者に当該動物の情報を提供するとともに、必ず当該動物の現在の状態を直接見せ、確認し、双方合意のうえで譲渡を実施すること。
- ⑨新たな飼養者に対して、不妊去勢措置及び所有者明示措置の必要性を含め、譲り受けた動物に係る適正飼養の方法等について教示し確認すること。
- ⑩新たな飼養者に対し、保健所に情報提供及び保健所からの調査等に協力するよう承諾を得ること。
- ⑪譲り受けた動物を新たな飼養者に譲渡した場合は、速やかに報告すること。
- ⑫譲り受けた動物について、台帳等により管理すること。
- ⑬保健所が実施する指導及び立入調査等に協力するとともに、必要書類を提出すること。
- ⑭当該動物に起因する問題もしくは損害が発生した場合においても、自己の責任で処理すること。
- ⑮新たな飼養者に譲渡する活動を行ううえで知り得た個人情報了他者に漏らさないこと。

